

平成27年度 医療分野の「雇用の質」の向上のための
企画委員会設置要綱

(企画委員会の設置の目的)

第1条 企画委員会は、医療機関における勤務環境の改善に向けた取組を進めるに当たって、地域が直面する課題を関係者間で共有するとともに、徳島県医療勤務環境改善支援センターの運営方法等も含め、関係者が協働して課題の解決のための方策を具体化し、適切な役割分担の下に効果的に取り組み、さらにその成果を検証し、取組内容を改善の上、継続するための協議の場として設置・運営するものとする。

(企画委員会の事務)

第2条 企画委員会においては、医療従事者の勤務実態等について、関係者間での現状認識、問題意識を共有するとともに、徳島県医療勤務環境改善支援センターの運営方法等の検討等を次の各号により実施する。

前年度における企画委員会の事務・取組内容を踏まえ、平成27年度における徳島県下の医療従事者の勤務実態等について、関係者間での現状認識、問題意識及び関係施策の共有

徳島県医療勤務環境改善支援センターの運営方法全般に関する協議

医療労務管理アドバイザーの活動内容を踏まえ、問題点の改善のために必要な取組等の協議

徳島労働局において企画、立案する医療機関の労務管理者を対象とした労務管理等に係る研修会の内容に関する協議

次年度の取組に関する方針の決定

(企画委員会の委員及び任期等)

第3条 委員は、徳島県の衛生主管部局及び労働主管部局、徳島労働局の関係部局、医療関係団体等から選出する。また、必要に応じ、行政機関及び関係団体から委員を追加選出するものとする。

2 企画委員会の委員長は徳島労働基準部長とする。

3 委員は、年度ごとに新たに選出されるものとし、任期は各年度末までとする。

4 委員は、再任されることができる。

5 選出される委員の職制は、企画委員会の取組状況に応じて、委員長より各団体に要請を行うことができるものとする。

6 委員長は上記委員の他、必要と認めたる者を臨時委員とし、委員会に参加させることができる。

(企画委員会の開催)

第4条 企画委員会は、委員長が招集し、平成27年度においては2回程度開催する。

2 委員がやむを得ない理由により企画委員会に参加できない場合には、代理による出席も可とする。

(運営協議会の設置)

第5条 企画委員会の下部組織として運営協議会を設置する。

2 運営協議会では、企画委員会で決定された方針に基づき、個別支援業務等の実施に向けた実作業等を担当する。

3 運営協議会は企画委員会の委員長の招集により随時開催する。

4 運営協議会の委員は、企画委員会の委員長が必要と認める者をその都度指名する。

(企画委員会等の運営等)

第6条 企画委員会の事務局は、徳島県社会保険労務士会に、運営協議会の事務局は徳島県医療政策課に置く。

附則 この要綱は平成27年4月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

区分	職名
委員長	徳島労働局 労働基準部長
副委員長	徳島県 保健福祉部 医療政策課長
委員	(一社)徳島県医師会 副会長 (公社)徳島県看護協会 会長 (公社)全日本病院協会 徳島県支部長 (一社)日本医療法人協会 徳島県支部長 (一社)徳島県精神科病院協会 副会長 徳島県 商工労働部 労働雇用課長 徳島労働局 労働基準部 監督課長 徳島県社会保険労務士会 会長
計	10人

別表2 (第5条関係)

区分	職名
委員	徳島県保健福祉部医療政策課長補佐 徳島県保健福祉部医療政策課 地域医療担当主任 徳島労働局労働基準部監督課長 徳島労働局労働基準部監督課労働時間設定改善指導官 徳島県社会保険労務士会副会長 徳島県社会保険労務士会医療労務管理アドバイザー 株式会社藤井会計事務所 医療経営コンサルタント
計	7人